# 鹿児島県公報

令和5年5月30日(火)第417号の4



発 行 應 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号編 集 総務部学事法制課定例発行日(毎週火,金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

#### 選挙管理委員会告示

○令和5年4月9日執行の鹿児島県議会議員選挙(志布志市・曽於郡区)に係る選挙の 効力に関する異議の申出に対する決定 (選挙管理委員会取扱い)1

## 選挙管理委員会告示

#### 鹿児島県選挙管理委員会告示第28号

令和5年4月9日執行の鹿児島県議会議員選挙(志布志市・曽於郡区)に係る選挙の効力に関し志布志市志布志町安楽207番地3イエローアーク202号芝原佳代子外1名から提出された異議の申出について、当委員会は次のとおり決定した。

令和5年5月30日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

定

志布志市志布志町安楽207番地3 イエローアーク202号 異議申出人 芝原 佳代子 曽於郡大崎町菱田2432-1 異議申出人 髙谷 秀男

異議申出人ら(以下「申出人ら」という。)から令和5年4月20日異議申出書をもって提起された,令和5年4月9日執行の鹿児島県議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)の志布志市・曽於郡区における選挙の効力に関する異議の申出(以下「本件異議の申出」という。)について,鹿児島県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は次のとおり決定する。

Ţ

申出人らの本件異議の申出を却下する。

決

異議の申出の趣旨及び理由

1 異議の申出の趣旨

申出人らの本件異議の申出の趣旨とするところは、本件選挙における志布志市・曽於郡区の選挙が無効であるということにある。

2 異議の申出の理由

公職選挙法(昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。)第15条第8項において,「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は,人口に比例して,条例で定めなければならない」とされているが,本件選挙における各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数(以下「議員定数」という。)は,志布志市・曽於郡区が1,西之表市・熊毛郡区が2となっており,志布志市・曽於郡区の人口は西之表市・熊毛郡区の人口より多いにも関わらず,人口に比例した議員定数になっていない。

また、同項ただし書に「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる」とあるが、離島であることを「特別の事情」として西之表市・熊毛郡区の議員定数を2とするならば、「地域間の均衡を考慮」して志布志市・曽於郡区の議員定数も2としなければ均衡は図られない。

さらに,鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数 に関する条例(平成10年鹿児島県条例第2号。以下「定数条例」という。)において、平成23 年以降「当分の間」として議員定数の加減を行っているが、すでに相当期間が経過しており、 社会通念上「当分の間」とは言えない。

本件選挙における志布志市・曽於郡区の立候補者は二人であったが、同選挙区の議員定数 が2であれば、立候補者数が増えていた可能性があり、選挙の結果に異動を及ぼすおそれが ある。

また、異議の申出に先立ち当委員会に対して、定数条例に基づき実施される本件選挙が公 選法第15条第8項に違反することを指摘した上で、定数条例における「特別の事情」につい ての説明を求めたが、議員定数が合法である旨の回答がないのみならず、「特別の事情」に ついての説明もなく、志布志市・曽於郡区における本件選挙が違法であったことを示唆して いる。

したがって、本件選挙の志布志市・曽於郡区における選挙は無効とすべきである。

定  $\mathcal{O}$ 玾 決 由

#### 第1 当委員会の判断

本件選挙における議員の定数や選挙区等を定めた定数条例は、地方自治法(昭和22年法 律第67号。以下「自治法」という。)第90条第1項並びに公選法第15条第1項及び第8項の 規定により制定されたものである。

選挙の効力に関する異議の申出において選挙が無効になるのは、公選法第205条第1項 により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異 動を及ぼすおそれがある場合に限られるが、本件選挙は、公選法及び定数条例等に基づき 当委員会が適正に執行したものであり、この点、申出人らからも当委員会の管理執行上の 瑕疵を指摘する旨の主張はない。申出人らは、定数条例が公選法第15条第8項に違反して いて、議員定数が異なれば選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるため、公選法第205条 の規定に従い本件選挙の志布志市・曽於郡区の選挙を無効とすることを訴えているもので ある。

公選法第202条第1項の異議の申出に関する規定は、同法に基づき実施された選挙につ き管理執行上の瑕疵があった場合にこれを無効とし、早期に適正な再選挙を実施して選挙 の自由と公正を確保しようとするために設けられたものである。したがって、たとえ選挙 を無効として再選挙を実施したとしても、その管理執行上の瑕疵を是正し得ない場合にま でも、異議の申出を許容する趣旨ではない。

申出人らが主張する定数条例の内容自体の瑕疵を理由とする異議の申出は、管理執行上 の瑕疵を理由とするものではない。仮に選挙を無効として再選挙を実施したとしても、現 行の公選法及び定数条例等に基づいた再選挙にならざるを得ず、申出人らの主張する瑕疵 を是正し得ないものである。

以上のことから、本件異議の申出は、公選法第202条第1項の規定により争い得るもの とは認められない。

なお、当委員会は、自治法第138条の4第1項及び第180条の5第1項第2号並びに第 181条第1項の定めにより置かれる執行機関であり、同法第138条の2及び第186条により 法令又は条例等に基づく選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理し及び執行す ることとされており、同法第138条の4第2項では法令又は条例若しくは規則に違反しな い限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる とされている。

上記自治法等において、当委員会に現行の定数条例を改正する権限は与えられておらず、 仮に申出人らが主張するように定数条例が公選法に違反している状態であったとしても、 それを治癒する権能はない。

また、申出人らは異議申出書において、異議の申出に係る教示の有無として、本件異議 の申出に先立ち令和5年3月28日に定数条例における議員定数等に関する質問状を当委員 会に手交する時及び同月30日付けの当委員会からの回答に際し, 異議の申出についての教 示がなかったと主張するが、質問状に対する当委員会の対応については教示を必要とする

教

ものではなく、質問状においても異議の申出について説明を求められていない。なお、本 件選挙の告示日以降にあった申出人らからの異議の申出の手続等に係る質疑に対しては適 宜回答している。

### 第2 結論

以上によれば、申出人らの本件異議の申出は、公選法第202条の規定の趣旨に適合しない不適法なものとして却下せざるを得ない。

よって主文のとおり決定する。

令和5年5月22日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

示

公選法第203条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この 決定書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁 判所宮崎支部に訴訟を提起することができる。